

白井市動物愛護推進員設置要領

(目的)

この要領は、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」、「千葉県犬取締条例」及び「白井市まちをきれいにする条例」の趣旨に基づき、動物の適正な飼養と愛護を推進するため、白井市動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(動物愛護推進員)

市内に在住する満20歳以上の者のうち、次の各号に掲げる条件を満たす者から推進員を登録する。

- (1) 動物愛護の精神を尊重し、正しい飼い方等に関する知識と経験を有する者
- (2) 積極的にボランティア活動が行える者
- (3) 市が実施する動物愛護事業に協力できる者
- (4) 推進員活動に関して氏名等の公表が可能である者

(活動)

推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 鑑札、狂犬病予防注射済票のない犬の飼い主等に、狂犬病予防法に基づく登録、狂犬病予防注射に関する必要な助言をすること。
- (2) 引き綱等を用いない状態及び犬の暴走を制止できない状態で犬を散歩させている犬の飼い主等に、千葉県犬取締条例に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬のフンの処理を適正に行わない飼い主に白井市まちをきれいにする条例に関する必要な助言をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の適正な飼養と愛護について、市民の理解を深められるよう努めること。
- (5) その他、市が実施する動物愛護事業に協力すること。
 - 2 活動の実績について、市長に報告するものとする。
 - 3 活動の際は、市から貸与する腕章を着用するものとする。

(貸与等物品)

推進員に、腕章その他活動に必要な物品を貸与するものとする。

(報酬等)

推進員の活動に対する報酬及び交通費等は支給しないものとする。

(事務局)

事務局は、環境建設部環境課に置くものとする。

(補則)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則
(施行期日)

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。